

平戸市農業委員会第8回総会議事録

■開催日時：令和2年11月26日（木）15時00分～16時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：10番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 農林課 浅田班長 村瀬主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第40号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地通知申出について

議案第44号 第8回農用地利用集積計画（案）について

議案第45号 第4回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第47号 農業委員会等に関する法律改正5年後調査に係る回答について

報告第22号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第24号 使用貸借解約通知書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第7回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第8回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>コロナの第3波が発生しており、県外・市街移動もむずかしい状況になっています。幸い平戸市では感染者が出ておりませんが、会議・旅行等には十分注意をしてコロナ対策をして下さい。</p> <p>今日は総会終了後、午後6時から忘年会を予定しております。みなさまの参加をお願いします。</p> <p>本日は、議案が8件、報告が3件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員はおりません。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に18番、1番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、11月の会務報告及び12月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>

事務局	<p>それでは 11 月の主な会務報告をいたします。(11 月会務報告を報告)</p> <p>次に 12 月の行事予定を申し上げます。(12 月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、12 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 12 月 25 日(金曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、平戸市未来創造館において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 12 月 25 日(金曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、平戸市未来創造館において行うことといたします。</p> <p>次に日程 5. 議事にはいります。</p> <p>■日程第 5 議事</p> <p>《議案 40 号 農業振興地域整備計画の変更について》</p> <p>次に、「議案第 40 号 農業振興地域整備計画の変更」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 2 - 1 ページをお願いします。農業振興に編入する案件になります。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請人については記載のとおり。申請農地ですが、春日町字小春日、地目は田で、1,168 m²、外 2 筆、計 2,108 m²、変更内容は、農用地区域の編入、変更理由については、優良農地として利用しており、中山間直接支払制度に取り組むため、編入するものです。</p> <p>整理番号 2 番及び 3 番はご一読下さい。</p> <p>つづきまして、整理番号 4 番から 6 番までは、農業振興地域から除外する案件になります。</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>申請人については記載のとおり。申請農地ですが、田平町田代免字平松、地目は原野で、1,304 m²、変更内容は、非農地申出により平成 29 年 5 月 26 日に審議許可した農地について、農用地区域の除外を行なうものです。</p> <p>整理番号 5 番及び 6 番については、ご一読ください。</p>
事務局	<p>つづきまして、整理番号 7 番から 8 番までは、農業振興地域の用途区分を変更する案件になります。</p> <p>整理番号 7 番</p> <p>申請人については記載のとおり。申請農地ですが、大島村大根坂</p>

事務局	<p>字赤葉恵、地目は畑で、658 m²、変更内容は、農振農用地の用途区分変更、用途区分を畑から農業用施設、堆肥舎を建設するため農用地区域の用途区分変更を行なうものです。 整理番号8番については、ご一読ください。</p> <p>スライド説明（1～3→編入、4から6→除外、7から8→変更）</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第40号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第40号を原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案41号 農地法第3条の規定による許可申請について》 次に、「議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3-1ページをお願いします。 整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが、鏡川町字二本松、地目は田で、地積753 m²、他3筆、計4,138 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、0 m²、所有権移転した後の面積4,138 m²になり、平戸地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが、春日町字小春日、地目は畑で、地積598 m²、外1筆、計1,126 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、14,468 m²、所有権移転した後の面積15,594 m²になり、獅子地区の下限面積40アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないます。 つづきまして、整理番号3番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが、木ヶ津町字平、地目は田で、地積416 m²、外1筆、計1,245 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、12,226 m²、所有権移転した後の面積13,471 m²になり、地区の下限面積50アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>つづきまして、整理番号 4 番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが、生月町御崎字カシキ川、地目は畑で、地積 1,831 m²、外 2 筆、計 3,092 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、0 m²、所有権移転した後の面積 3,092 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、移住に伴う新規就農のため所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 5 番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。申請農地ですが、田平町福崎免字西割畑、地目は畑で、地積 1,033 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、4,477 m²、所有権移転した後の面積 5,510 m²になり、田平地区の下限面積 50 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 41 号について、原案のとおり許可することで、みなさんご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 41 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、神船町字後新田、地目は田で、2,456 m²、外 7 筆、計 14,002 m²、用途は資材置場用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、風車建設のための資材置き場としての利用のため、契約については賃貸借権の設定を行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまます。備考欄に記載しておりますが、許可の日から 2 年間の一時転用となります。資材搬出後は、農地として利用されることとなります。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番</p>

事務局

譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、敷佐町字垣添、地目は田で、3,444 m²、用途は仮設道路用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、風車建設のための資材運搬道路拡張のため、契約については賃貸借権の設定を行いません。

被害防除計画ですが、雨水については自然流下。また、周囲に農地はなく日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま
す。備考欄に記載しておりますが、許可の日から3年間の一時転用
となります。資材搬出後は、原型復旧されることとなります。

つづきまして、整理番号3番

譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、生月町山田免字濱田、地目は田で、187 m²、用途は駐車場用地、農地種別は第2種農地、事由としましては、駐車場建設のため、契約については所有権を売買で移転します。

被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地はなく、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま
す。

つづきまして、整理番号4番

譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町里免字中畑、地目は畑で、603 m²、用途は一般住宅用地、農地種別は第2種農地、事由としましては、一般住宅建設のため、契約については所有権を売買で移転します。

被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画であります。周囲に小規模な農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま
す。

つづきまして、整理番号5番

譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町一関免字立部、地目は畑で、497 m²、用途は一般住宅用地、農地種別は第2種農地、事由としましては、一般住宅建設のため、契約については所有権を売買で移転します。

被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画であります。周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま
す。備考欄に記載しておりますが、農振農用地の除外手続きについては、令和2年9月23日に完了して
おります。

つづきまして、整理番号6番

譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町一関免字米ノ内、地目は畑で、1,834 m²、用途は農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、農業用施設、牛舎及び資材置場建設のため、契約については使用貸借権の設定を行
いません。

被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。汚水については、自然発酵による堆肥化を行なうとのこと
です。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま
す。農振農用地の用途区分変更は既に完了し

事務局	<p>ております。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>議案 42 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 1 月 1 6 日午後 1 時 3 0 分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内で風力発電事業設置を手がけている業者で、平戸市内に風力発電設備の設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作を行なっている農地が大半でしたが、風力発電設備の建設に伴い、港から陸揚げした風車の各部材について、現地までの運搬を行なうため一時的に資材を置くとのことでありました。雨水については、自然流下及び水路への放流としており、表土については、すきとりを行ない、流出しないように対策を行なうとのことであり、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
11番委員	<p>議案 42 号、整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 1 月 1 6 日午後 2 時分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内で風力発電事業設置を手がけている業者で、平戸市内に風力発電設備の設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておらず、山林原野化している状態でありました。風力発電設備の建設に伴い、港から陸揚げした風車の各部材について、現地までの運搬を行なうため車両の通行に際し、カーブがきつく、曲がれない箇所について一時的に道路の拡張を行ない、運搬できるようにしたいとのことでありました。</p> <p>雨水については、自然流下及び水路への放流としており、法面については、大型土のうを積み土砂の流出を防止する対策を行なうとのことであり、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
1番委員	<p>議案 42 号、整理番号 3 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 1 月 1 7 日午後 3 時 3 0 分頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内の会社に勤めている方で、自宅周辺に駐車場を探しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理している農地でありました。</p>

1 番 委 員	<p>雨水については、自然流下及び水路放流としており、申請地周辺の農地は、現在、耕作していないため、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
12 番 委 員	<p>議案 42 号、整理番号 4 番から 6 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 月 1 7 日午前 9 時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>まず、整理番号 4 番及び 5 番の案件ですが、両申請人は、市内に住宅の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておらず、雨水については、自然流下及び水路放流、また、汚水及び生活雑排水については、合併浄化槽を設置し水路へ放流するとのことでありました。申請地周辺の農地は、耕作されておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>次に、整理番号 6 番の案件ですが、申請人は、市内で畜産業を営んでおり、牛舎の増築及び資材置場の確保を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておらず、保全管理されている状態でした。</p> <p>申請人は、肉用牛経営規模拡大のため、申請地に牛舎の建築を検討しているとのことで、雨水については、自然流下としており、汚水については、自然発酵による堆肥化を行なうとのことでした。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 42 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員 一 同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 42 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 43 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 43 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明</p>

<p>会長</p>	<p>を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 5-1ページをお願いします。 整理番号1番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、鏡川町字二本松、地目は畑で、地積284㎡、外8筆、計4,086㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。 つづきまして、整理番号2番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、船木町字引地、地目は畑で、地積49㎡、現況としましては、原野化している状態でした。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>議案43号整理番号1番の補足説明を行ないます。 令和2年11月16日午前10時40分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地は、周囲を山林などに囲まれており、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、農業用機械が進入できるような耕作道路もなく、一部の農地については雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。 ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>議案43号整理番号2番の補足説明を行ないます。 令和2年11月16日午後2時30分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地は住宅の傍にある農地でしたが、海もすぐそばにあり塩害等により長年耕作されていない農地でした。写真で見ていただいたとおり、雑木なども生えており、耕作できるような状態ではありませんでした。 ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
<p>6番委員</p>	<p>1番の件について、場所は近年、国土調査済みの土地だと聞きましたが、国土調査後の土地であれば、調査時に農地・非農地の選択ができると思うが、担当課と協議して非農地化している農地については、地目を変えるようにしたらどうか。</p>

事務局	協議・要望をする。
会長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 43 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 43 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 44 号 第 8 回農用地利用集積計画（案）について》 次に、議案第 44 号「第 8 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の提案説明を求めます。
事務局	議案の説明は 6 ページになります。6 - 1 ページをお願いします。 利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。 整理番号 1 番。 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、大石脇町字舞田、現況地目「田」、面積 816 m ² 外 3 筆 計 4,363 m ² 。設定する利用権については、記載のとおりです。 整理番号 2 番から 6-2 ページ整理番号 8 番についてはご一読をお願いします。 合計 再設定 8 件 25 筆 33,719 m ² となっています。 つづきまして、議案書 6 - 3 ページ上段をお願いします。 利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して賃借権を設定した土地の貸借になります。 整理番号 9 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、田平町一関免 字春田、現況地目「田」、面積 822 m ² 。設定する利用権については、記載のとおりです。 合計 新規 2 件 筆数 4 筆 面積 5,802 m ² となっています。 つづきまして、議案書 6 - 3 ページ下段をお願いします。 利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用賃借権を設定した土地の貸借になります。 整理番号 11 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、生月町壺部 字榎田、現況地目「田」、面積

	<p>582 m²外 1 筆 計 582 m² 設定する利用権については、記載のとおりです。 小計 新規 1 件 筆数 1 筆 面積 582 m²となっています。 集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。 議案第 44 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 44 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 45 号 第 4 回農用地利用配分計画 (案) に対する意見について》</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第 45 号「第 4 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書 7 - 1 ページをお願いします。 設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。 整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、大石脇町 字舞田、現況地目「田」、面積 816 m²外 10 筆 面積計 9,369 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。 整理番号 2 番から整理番号 6 番までについてはご一読をお願いします。 合計、再設定 6 件 25 筆 面積 33,719 m²となります。 なお、今回の配分計画につきましては、さきほど集積計画においてご審議いただいた、平成 28 年度から 5 年間の中間管理事業による契約の期間満了を迎える予定の農地であり、双方の契約者、契約内容について前契約と変更が無かったことから再設定として議案計上させていただきます。 説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。 議案第 45 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 45 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについて》 次に「議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについて事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 - 1 ページをお願いします。 本案件は、6 月の総会で審議いただきました、案件になります。 整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおり。申請農地ですが、田平町山内免猿新田、地目は田で、1,364 m²、用途は発電用施設用地、農地種別は第 2 種、契約については所有権移転を売買で行なう。 備考欄に記載しておりますが、農地法第 5 条の許可については、令和 2 年 7 月 15 日に行っております。なお、取消理由になりますが、新型コロナウイルスの影響により、譲受人の会社の業績が落ち、収益が悪くなったこと。また、申請時に計画していた排水計画について、大幅に見直す必要が生じ、資金調達の面も厳しいことから計画を断念したため、許可の取消願いが提出された案件です。 ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を集結し採決に入ります。 議案第 46 号について、原案のとおり取り消すことで、みなさんご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 46 号を原案のとおり取り消すことで決定いたします。</p> <p>《議案第 47 号 農業委員会等に関する法律改正 5 年後調査に係る回答について》 次に「議案第 47 号 農業委員会等に関する法律改正 5 年後調査に係る回答」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は 9 ページになりますが、事前に配布しております。「アンケート集計結果」をご覧ください。</p>

事務局	<p>本案件は、農業委員会等に関する法律が平成 28 年に改正されてから 5 年経過するにあたり、長崎県農業会議を通じて、調査依頼があり、事務局で回答できるものや委員さんの意見等を必要とする回答がございましたので、今回、委員さんにかかわる内容の部分に限った内容で調査を行ない、回答を頂きました。また、その回答について、農業委員会総会で諮ることとされておりましたので、提案させて頂いております。</p> <p>その結果について、設問に対する回答が複数回答可となっておりますので、各設問の回答の中で、委員の皆様の中で、一人の方しか回答がなかった場合でも、○を付けた分については、○として回答するようにしております。ですので、設問の内容によっては、相反するような回答になっている部分もありますが、ご了承下さい。</p> <p>また、各設問の回答に「特になし」との回答も多数ございましたが、皆さんの意見を集約した結果、何らかの回答があった設問については、「特になし」の回答は除外させて頂きました。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
4 番委員	<p>項目別に件数を入れるべき、これでは検討のしようがない。</p>
事務局	<p>次回総会で、項目別に件数を入れたものを提示します。報告案件で行います。</p>
会長	<p>他にありませんか、それでは質疑を終結し採決に入ります。 議案第 47 号について、原案のとおり回答することでみなさんご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 47 号を原案のとおり回答することで決定いたします。</p>
	<p>《報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》 次に、「報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10-1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 届出人は記載のとおり、届出農地についてですが、朶の原町字清水、地目は田で 214 m²の内、100 m²、用途としては、農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としては、農業用施設、牛舎建設のため。</p>
事務局	<p>10 ページに農地法施行規則第 29 条第 1 項の内容を標記しておりますが、所有者が事業のための農業用施設を 200 m²未満で建設する場合、農地転用許可は不要となります。</p>

事務局	<p>(スライド説明)</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を集結し報告第 22 号を終わります。</p> <p>《報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p> <p>次に、「報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 11 ページになります。11-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、生月町南免字荒崎、現況地目「他」面積 997 m² 契約内容は備考欄の通りです。 なお解約理由は借り人の変更によるものです。 報告第 23 号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 23 号を終わります。</p> <p>《報告第 24 号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第 24 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 12 ページになります。12-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、生月町里免字松本、現況地目「田」面積 754 m²。契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は借り人の変更によるものです。 整理番号 2 番につきましてはご一読をお願いします。 なお解約理由は、2 番につきましても借り人の変更によるものです。 報告第 24 号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質</p>

<p>会長</p>	<p>疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 24 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：16 時 30 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>1 番委員 _____ 印</p> <p>18 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	梶 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸